

2 級河川塩見川水系の恒常的水害対策に関する意見書

鳥取県鳥取市福部地域は、三方を急峻にして低い山と、日本海に面した丘陵地に囲まれた低盆地に位置し、鳥取大砂丘の玄関口となる地域である。

当地域には、塩見川、箭溪川、江川の 3 河川が流れているが、いずれも河道狭小で河床が浅く、梅雨時期、台風シーズンの長雨により日雨量約 80 ミリ、時間雨量約 20 ミリ程度で年に数回、生活道路である県道が冠水し、住宅浸水被害が起こる状況である。しかも、浸水被害を起こす区域は、当地域の中心であり鳥取市福部町総合支所、中央公民館、町民体育館、保育園、幼稚園、小・中学校、診療所等々が集中しており、当地域一帯の自治・経済活動が完全に不能になる状況である。このことはテレビ、新聞等でも報道されている。

平成 13 年から国の特別措置による床上浸水特別対策事業が平成 18 年度末で終了したが、河口から 1 km 付近にある国道 9 号線と交差する如来橋の河道幅員は狭小で改修工事がされず、同事業終了河道幅員の 3 分の 1 程度しかなく、流速がせきとめられ浸水面積の増大、排水不良に拍車をかける一因となっている。

当地域住民は、長年、降雨のたびに精神的・物質的苦痛を強いられ、自治活動、経済活動等々、浸水被害による制限を受け生活をしている。その第一の要因は、地形的に低盆地であり、3 河川はいずれも住宅地と平行して流れ、河口付近では海水が逆流するくらい川床の勾配がないことである。

この問題の早期解決を図るため、下記事項について、格段の特別財政支援措置を要望する。

記

- 1 鳥取県鳥取市福部町細川地内国道 9 号線にかかる如来橋付近の河道幅員拡張工事を早期着工・竣工すること。
- 2 塩見川水系河川整備計画期間の 10 年程度の短縮見直しをすること。
- 3 当地域の地形的状況にかんがみ、塩見川水系河川整備計画とあわせポンプアップ等強制排水による速効性ある浸水被害特別対策措置を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 19 年 6 月 22 日

鳥取市議会議長 上 杉 栄 一

財 務 大 臣 様
国土交通大臣